

身体拘束廃止未実施減算 チェックリスト		
No	項目	チェック欄
①	身体的拘束を行う場合にあって、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。	
②	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体的拘束適正化検討委員会)を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	×
	a 幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。	
	b 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている。	
	c 専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。	
	d 身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。	
	e 身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家、精神科専門員等の専門医の活用が望ましい。	
③	報告、改善のための方策を定め、周知徹底している。	×
	a 身体的拘束等について報告するための様式を整備している。	
	b 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、③aの様式に従い、身体的拘束等について報告をしている。	
	c 身体的拘束適正化検討委員会において、③bにより報告された事例を集計し、分析をする。	
	d 事例分析に当たっては、発生状況等を分析し、発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例適正性と適正化策を検討している。	
	e 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底している。	
④	身体的拘束適正化のための指針を整備している。(以下の内容が盛り込まれている。)	×
	a 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方	
	b 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項	
	c 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針	
	d 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針	
	e 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針	
	f 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	
	g その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	
⑤	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施している。	×
	a 研修の内容は、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、適正化の徹底を行っている。	
	b 当該施設の指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施している。	
	c 研修の実施内容についても記録している。	
	d (研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。)	

青いセルは自動入力になっています。